

平成 30 年 10 月 23 日

特定非営利活動法人消費者市民サポートちば  
理事長 拝師 徳彦 様

アニヴェルセル株式会社  
取締役 管理責任者 倉崎 与



## 回 答 書

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成 30 年 9 月 10 日付「申入書兼問合せ書」に関しまして、回答期限を延期していただき、誠にありがとうございます。遅くなりましたが回答書をお送りさせていただきますので、ご査収くださいますようお願い申し上げます。

なお、弊社では常に規約の見直しを行っておりますので、今般、貴団体から具体的なご指摘をいただけたことは大変ありがたく、今後の規約改訂に活かして参りたいと考えております。

### 1 消費者契約法 9 条 1 号の「平均的損害」の算定方法について

(1) 判例（京都地判平成 25 年 4 月 26 日、大阪高判平成 26 年 2 月 21 日）によると、「平均的損害」（消費者契約法第 9 条 1 項）は平均実施金額（挙式披露宴実施金額の平均額）(①)  
－ 「解約に伴い支出を免れた経費の額」(②)  
－ 「再販売により補填される利益の額」(③)  
の計算式で求めるとされています。

そのため、弊社も、かかる判例の算定方法を採用し、以下 (2) ~ (5) の算式を用いて、毎年、弊社における平均的損害を算出しております。

#### (2) 平均実施金額 (①)

弊社における平均実施額には、過去 1 年で実施された挙式披露宴の組単価の平均金額が該当します。

### (3) 解約に伴い支出を免れた経費の額 (②)

「解約に伴い支出を免れた経費」の額は、平均実施金額に原価率を乗じた金額（売上原価）となります。

しかし、売上原価には、予定されていた挙式・披露宴がキャンセルされたとしても支出される固定経費が含まれていますので、それらの金額を控除しなければなりません。そのため、決算上の売上原価に含まれる固定費である人件費、賃借料、減価償却費の金額を、決算上の売上原価から控除します。

また、弊社では、人件費には配膳費が含まれていますが、配膳費は固定経費である常勤配膳費（婚礼がなくとも週5日程度週30時間以上勤務している者に対する支払）と流動経費である非常勤配膳費（婚礼がある場合のみ勤務する者に対する支払）に分かれていますので、支出を免れた経費の額に該当する非常勤配膳費は、本来の売上原価に加算する必要があります。

よって、本来の売上原価は、以下のように計算されます。

「決算上の売上原価」

$$\begin{aligned} &= \text{「人件費」} - \text{「賃借料」} - \text{「減価償却費」} + \text{「非常勤配膳費」} \\ &= \text{「本来の売上原価」} \end{aligned}$$

そして、その年の粗利と粗利率は

$$\text{「売上高」} - \text{「本来の売上原価」} = \text{「粗利」}$$

$$\text{「粗利」} \div \text{「売上高」} = \text{「粗利率」}$$

となり、

$$100\% - \text{「粗利率」} = \text{「原価率」}$$

ですので、結局、解約に伴い支出を免れる金額は

$$\text{「平均実施金額」} \times \text{「原価率」}$$

で計算されます。

### (4) 再販売により補填される利益の額 (③)

再販売により補填される利益の額は、平均実施金額に粗利率を乗じて粗利を算出し、更に再販率を乗じて算出します。

そして、弊社では、再販率を毎年度末に算出しております。

再販売に伴い補填される利益の額は、  
「平均実施金額」×「粗利率」×「再販率」  
で求められます。

#### (5) 平均的損害額

平均的損害額  
= 「平均実施金額」(①) - 「解約に伴い支出を免れる金額」(②)  
- 「再販売に伴い補填される利益の額」(③)

### 2 婚礼規約の利用

弊社では、弊社全店舗統一で同内容の規約を使用しております。  
また、貴団体にご指摘いただきました婚礼規約は、2015年11月14日に改訂されて使用されていたものですが（以下、「旧規約」といいます）、本年（2018年）6月11日付で改訂されています（以下「新規約」といいます）。

そして、今般、貴団体から、ご指摘を受けた条項の一部は、新規約では、すでに修正済でございます。例えば、旧規約では、S日程とそれ以外で申込金の金額が異なっておりましたが、新規約では、S日程を削除し、申込金は10万円に統一しております。また、それ以外にも、キャンセル料発生の区分等につきまして、「申込み日から181日前まで」を「契約成立から181日前まで」とし、さらに、「50日前から15日前まで」を「50日前から1日前まで」に変更し、結果的に、最終見積書に記載の総合計額をキャンセル料としていただくのは、開催日当日にキャンセルされた場合のみとしております。

なお、新規約を添付いたしますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

### 3 アイテム別取消料一覧表の利用

アイテム別取消料一覧表につきましても、全店舗統一で同内容のものを使用しております。また、アイテム別取消料一覧表も、規約と同様に本年6月11日付で改訂しておりますので、改訂後のものを添付させていただきます。

#### 4 弊社の考え方

- (1) 上記1に記載しましたように、弊社も、消費者契約法第9条1号は認識しており、婚礼規約のキャンセル料につきましては、裁判所の判断を踏まえつつ、当社の実態に合わせて、合理的なものを設定してきております。
- (2) また、BIAの「モデル約款」も認識しており、改訂の際には参考にしております。しかしながら、貴団体もご認識されていますように、BIAの「モデル約款」が必ずしも、平均的損害を超えない額を定めた規定であるという訳ではなく、あくまでも、平均的損害は、個々の実態に合わせて算定されるべきであると考えております。
- (3) そして、弊社の定めるキャンセル料の規定が、必ずしも、BIAの「モデル約款」よりも高額になるわけではないとも考えております。

例えば、キャンセル料の算定基準につきましては、BIAや同業他社が個別のお客様の「見積額」を用いているのに対し、弊社は、挙式・披露宴当日以外は、最低価格である「基本料金」(会場使用料、提供させていただいている最も金額の低い料理単価と飲み物プランにお申込み人数を乗じた金額)を算定基準として用いる等、不当に高額にならないよう、お客様のお立場にも配慮しております。

また、弊社では、毎年度、キャンセル日程毎の平均的損害額を上記1記載の計算方法で算出し、規約のキャンセル料との比較を行なって、不都合があれば改訂をしております。

- (4) なお、今般、貴団体からご指摘を受けましたので、ご指摘いただきましたことを次回の改訂に活かして、より合理的な内容にしていきたいと考えております。

弊社は、今後も、関係法令の改正や同業他社の動向を踏まえながら努力を重ねていく所存です。

敬具

## 同 封 書 類

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| 1. 結婚式・披露宴会場ご利用に関する規約 | 1通 |
| 2. アイテム別取消料一覧         | 1通 |

# 結婚式・披露宴会場ご利用に関する規約

本規約は、アニヴェルセル株式会社(以下、「弊社」といいます)において、お客様のご委託を受けて弊社が受託した結婚式又は披露宴、パーティその他の催事(以下、「本パーティ等」といいます)に関する、お客様と弊社との合意事項を確認し、お客様のご信頼に基づき本パーティ等を円滑に執り行うことを目的として定められたものです。お客様が弊社に対し本パーティ等をお申込頂きますと、本規約を了承しているものとみなされ、且つ、本契約が本パーティ等のご契約に適用されますので、弊社の指定する電子書面等にご署名頂くにあたっては、本規約を熟読して、了承の上ご署名頂きますようお願いいたします。

## □第1条 ご契約と本パーティ等の開催について

お客様が本会場で執り行う本パーティ等のご契約(以下、「本契約」といいます)は、お客様が弊社所定のお申込書にご署名頂いた上で、第5条第1項の定めに従って申込金のお支払いをもって成立し、この日を契約成立日といたします。お客様は、本契約に基づき、本パーティ等の主催者として、本パーティ等を開催頂くものとします。本パーティ等の開催日時は、本契約の成立時において、お客様にご署名頂いたお申込書に記載された日時に確定されます。

## □第2条 サービスについて

### 1. サービスの概要

弊社は、お客様のお申込みを承諾し、本パーティ等に関し、本契約に基づくお客様と弊社のお打合せに従い、次のサービスを中心とした婚礼プロデュースに関わる業務をご提供いたします。なお、施設及び外観の保全・維持管理等、弊社が必要と判断する場合に、建物を改装・修繕し、または植栽・室内の装飾品等を変更する場合があります。そのため、建物の外観、植栽の状況、又は室内の内装や装飾品等につきましては、お申込又はお打合せ時点から変更される場合がありますので、予めご了承下さい。

①本会場の貸切

②本会場の装飾及びアレンジメント

③本パーティ等における料理、飲物のご提供

④衣裳・美容・演出商品・司会・装花等、各専門スタッフによる本パーティ等のご用意

⑤その他、本パーティ等の開催に関連した総合プロデュース

### 2. サービスの確定

お客様に対して弊社がご提供するサービスの内容につきましては、お客様とのお打合せを通じて弊社が作成するお見積書にて、その詳細とお見積り金額が確認されるものとし、本パーティ等の開催日(以下、「開催日」といいます)から14日前の日(以下、「最終確定日」といいます)における最新のお見積書(以下、「最終見積書」といいます)の記載にて確定されるものとします。お客様は、次項に定める場合を除き、最終確定日以降にサービスの変更を行うことができないものとします。弊社は、最終見積書に記載された人数を基準としてサービスの準備を進めるものとし、最終確定した人数より実際に本パーティ等に出席される列席者の人数が減少した場合であっても、お客様は、最終見積書に記載された人数分の料金を負担するものとします。

### 3. サービスの追加

前項の定めに関わらず、最終確定日以降、開催日当日においてもサービスの追加を弊社所定の追加料金で行う事ができます。ただし、サービスの追加内容、ご依頼の時間帯及び本会場の設備等の利用状況、その他の理由により、対応いたしかねる場合もございます。

一方で列席者の人数の増加をご依頼された場合においては、弊社の判断でこれをお断りする場合があること、または、一部料理や飲物等のご準備ができない場合や追加料金が発生する場合があることを予めご了承下さい。

## □第3条 お持込みについて

本パーティ等に伴う商品・サービス等に関して、弊社及び弊社指定業者以外の方によるご手配及びお持込につきましては、本パーティ等における事故及びトラブル等を未然に防ぐ等の目的により、誠に勝手ながらお断りさせて頂きます。

## □第4条 本会場の貸切時間と延長料金について

### 1. 基本貸切時間

本会場の貸切サービスは、お申込書記載の貸切時間(以下、「基本貸切時間」といいます)を基本とし、本パーティ等の開始(最初のご列席者のご入場)から終了(全てのご列席者のご退場)までの時間が基本貸切時間内に含まれるものとします。

### 2. 延長料金について

原則として基本貸切時間の延長はお断りさせて頂いております。なお、お客様のご都合により基本貸切時間を超過した場合、30分を基本単位とし、超過時間について基本単位毎に弊社所定の延長料金を第6条第2項の定めるところに従ってお支払い頂きます。また、弊社都合または不可抗力により基本貸切時間を超えて本会場を使用する場合には、弊社は当該延長料金を申し受けません。

## □第5条 お申込みについて

### 1. 申込金のお支払い

本契約の成立後、弊社は開催日に向けて、本会場の確保、お客様のご要望に沿って本パーティ等のご準備に入らせて頂きますので、本契約の成立には申込金10万円のお支払いが必要となります。申込金のお支払いは、申込書ご署名時に現金又はクレジットカードにてお支払い頂きます。なお、クレジットカードのご利用は申込金のみとさせて頂きます。

### 2. 申込金の性質について

申込金は、本パーティ等が同会場・同時刻において1組限定での開催となることから、弊社がお客様のために同会場・同時刻での本パーティ等の開催を確保することの対価としての性質を持ちます。また、申込金は、本パーティ等が行われた場合には、費用の一部に充当され、または、本パーティ等がキャンセル等された場合には、キャンセル料の一部に充当されます。

## □第6条 お支払いについて

### 1. 費用のお支払い

本パーティ等の費用のお支払いにつきましては、開催日から起算して30日前までに最新のお見積書に基づき費用総額50%相当分(以下、「前払金額」といいます)を弊社指定の銀行口座に振込にてご入金頂き、そのうえで、開催日の前日から起算して金融機関の5営業日前までに、最終見積書に基づき費用総額から前払金額及び支払い済みの申込金の金額を控除了した残額全額を同様の方法でご入金頂きます。なお、ご入金の際の銀行振込手数料につきましては、お客様ご負担とさせて頂きます。

### 2. 当日のご精算について

第2条第3項に基づく追加サービス、第4条第2項に基づく延長料金その他精算をする料金及び費用等につきましては、お客様は、弊社が開催日に行うご精算に基づき開催日当日において現金にて精算を行うものとします。

## □第7条 キャンセルについて

### 1. お客様のキャンセル権

①お客様は、本条に定める手続きによって本契約をキャンセルすることができます。

②弊社がお客様双方からキャンセルのご意向を確定的に認識した日をもってキャンセルされたものとみなします。ただし、お客様のご事情によりお客様双方のご意向が確認できない場合に限り、弊社がお客様どちらかのご意向を認識した日から10営業日を経過した日をもってキャンセル扱いとさせていただく場合がございます。

### 2. キャンセル料の予定

弊社は、本契約の成立後、開催日に向けて、本会場の確保、人員の手配、飲食物や贈答品の手配等お客様のご要望に沿って本パーティ等のご準備をさせて頂きます。そのため、開催日が近づくにつれて本パーティ等のご準備に要する費用が徐々にかかることがありますので、キャンセルのご通告日(弊社がお客様のキャンセルのご意向を確定的に認識した日をいい、以下、「キャンセル通告日」といいます)が属する開催日までの期間に応じ、本契約のキャンセルに伴うキャンセル料を次のとおりに定めさせて頂きます。

#### 【キャンセル料】

キャンセル通告日	内訳
契約成立日から 181 日前まで	申込金の 100%、アイテム別キャンセル料
180 日前から 121 日前まで	申込金の 100%、アイテム別キャンセル料、基本料金の 20%
120 日前から 91 日前まで	申込金の 100%、アイテム別キャンセル料、基本料金の 40%
90 日前から 51 日前まで	申込金の 100%、アイテム別キャンセル料、基本料金の 60%
50 日前から 1 日前まで	申込金の 100%、アイテム別キャンセル料、基本料金の 100%
開催日当日	最終見積書に記載の総合計額の 100%

\*日数は、開催日当日の前日を「1日前」と數えます。また、キャンセルのお申し出につきましては、営業時間内にお電話にて承ります。なお、定休日は承ることが出来かねますので、予めご了承下さい。

\*基本料金とは、本契約を頂いた施設の会場使用料(税抜)及び、ご提供させて頂いている最も金額の低い料理単価(税抜)と飲物プラン単価(税抜)の合計に、お申込人数を乗じた金額のことといたします。

\*アイテム別キャンセル料とは、衣裳・季式・美容・フラワー・写真・映像演出商品・印刷物・演出商品(司会者・生演奏等)・試食会等、手配または発注済みの物品等のキャンセル料のことといたします。

### **3.キャンセル料のお支払い**

- ①お客様は、事前に又はキャンセル通告後速やかに、第2項に定めるキャンセル料を弊社指定の銀行口座に振り込んでお支払いいただくものとします。
- ②お客様がキャンセル通告日において、既に第6条第1項によってお支払いになっている費用がある場合には、お支払済みの費用をキャンセル料に充当いたします。また、充当してもキャンセル料の残額がある場合は、その残額を弊社指定の銀行口座に振り込んでお支払いいただくものとします。なお、お振込手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。
- ③キャンセル料は、婚礼及び婚礼取消しという行為の性質上、お客様双方で連帯してお支払いいただくことになりますので、請求するに際し、金額を分割して請求することは致しかねます。予めご了承下さい。
- ④お客様が弊社の推奨する結婚式総合保険に加入し、また適用条件をすべて満たした場合には、前項のキャンセル料に保険金を充当します。この場合において、保険金がキャンセル料に不足するときはその不足額をお支払いいただくものとします。

### **□第8条 開催日時の変更について**

本パーティ等の開催日時の変更については、以下に定めさせていただきますので、予めご了承下さい。

- ①お客様のご都合による開催日時のご変更是、原則としてできません。また、お客様はご変更希望日時が本契約に係るる当初の開催日時の翌日から365日以内であり、且つ、本会場においてご変更希望日時のご契約が可能であると弊社が認める場合には、開催日時を変更することが出来ます。この場合におきましては、弊社は本契約の成立後、開催日時に向けて本会場の確保、人員の手配等お客様のご要望に沿って本パーティ等のご準備をさせて頂いておりますので、かかる変更に際し、お客様には日程変更手数料として、変更を承った日が属する当初の開催日までの期間に応じ、第7条第2項所定のキャンセル料の20%相当の金額をお支払い頂きます。なお、開催日から181日前につきましては、日程変更手数料は一律5万円といたします。
- なお、ご変更希望日時が当初の開催日時の翌日から365日を超える場合、キャンセル扱いとなります。
- ②開催日より14日前から開催日までの期間につきましては、ご変更を承ることはできず、キャンセル扱いとなります。
- ③ご変更されますと、当初のお申込み時のご優待内容が変更され、費用が変わらる場合がございます。
- ④開催日時を変更（延期）した後にキャンセルされた場合には、変更前と後の日程を基準として算出されるキャンセル料を比較し、高額な方の金額をキャンセル料としてお支払い頂きます。尚、既にお支払い頂いております日程変更手数料は、キャンセル料に充当いたします。

### **□第9条 本会場における事故・盗難について**

本会場ではクローケを設け、本パーティ等の開催日当日ご出席されるお客様のお手荷物などを預かりさせて頂くサービスを行っておりますが、現金、貴重品などの高価品のお預かりはお断りさせて頂いております。万一、本会場においてお客様の管理下で事故・盗難が発生した場合、弊社といたしましては一切責任を負えませんので、十分ご注意頂きますようお願いいたします。

### **□第10条 本会場に対する損害について**

お客様又はご列席者の方が故意又は過失により本会場施設または施設内の物品を毀損または汚損等をした場合、もしくは弊社スタッフに対して暴行や傷害等の危害を加えた場合にはお客様又はご列席者に相当金額のご賠償・補償を行って頂くことがあります。

### **□第11条 禁止事項**

お客様又はご列席者の方による以下に定める行為につきましては、本パーティ等の円滑な遂行のために禁止させて頂きます。

- ①次の物品を持込むこと
  - a. 刃物類・銃器類、花火等の火薬類
  - b. 大音響を発するもの(太鼓等の打楽器を含む)
  - c. 悪臭・異臭を発生するもの
  - d. 盲導犬・介助犬・聴導犬以外の動物
- ②次の行為を行うこと
  - a. チャペル内での着席以外の方法(立席・立ち歩き等)や、三脚・フラッシュ等の利用による写真・ビデオ撮影、録音
  - b. “ご親族様集合写真”の撮影時、“花嫁控室”的写真・ビデオ撮影・録音
  - c. “披露宴会場での上映を目的とした映像”の開催日当日の作成、編集
  - d. ご利用の施設、什器備品、インテリア等を破損、汚損する行為、備品等の移動、お持ち帰り
  - e. インフルエンザ・ノロウイルス等の“感染症がある”または“疑いがある”お客様及びご列席者(お子様含む)の方のご入館
  - f. 弊社でご提供する飲食物のお持ち帰り
  - g. 弊社サービススタッフ以外の方による本パーティ等での料飲サービス
  - h. 危険とみなされる行為
  - i. 法令で禁じられている行為及び公序良俗に反する行為
  - j. 弊社スタッフが口頭にてお止め頂くようお願いした行為
  - k. 利用目的以外での本会場のご利用
  - l. 弊社が指定した方法以外での挙式又は披露宴に向かた、弊社スタッフとの諸連絡
  - m. お客様又はご列席者の方が反社会的勢力(暴力団、暴走族、過激な特殊団体等)の関係者であることが判明し、又はこれらの団体に加盟したときにおける本会場の利用

③上記の他、お客様及びご列席者の方による本会場の快適な利用を損なう行為

### **□第12条 契約の解除について**

お客様、本パーティ等のご列席者様及びすべてのご関係者様において、以下に記載する項目に違反する場合や、そのおそれが顕著な場合には、弊社は、催告を要せず本パーティ等の中止、または契約を解除できるものとします。この場合、ご契約を解除した時点で、第7条第2項に定めるキャンセル料をご請求させて頂きます。

- ①法令および公序良俗に反する行為、および他のお客様のご迷惑となる言動
- ②反社会的勢力(暴力団、暴走族、過激な特殊団体等)の関係者であることが判明した場合、またはこれらの団体に加入した場合、あるいは客観的に当該団体との関係性が疑われる場合

③その他弊社が不適切と判断する行為

④第6条に定めるお支払いの規定に定められた指定期日までにご入金が確認できず、弊社よりお支払いの催告をしても応じて頂けない場合

### **□第13条 免責事項**

以下に定める事由に該当する場合においては、それにより本パーティ等の開催ができないなどの事態に発展した場合でも、お客様及び弊社はともに賠償責任等を負わないものとします。

①天災地変、火災、戦争、紛争、その他お客様及び弊社のいずれの責も負することのできない事由により、本会場の全部又は一部が焼失又は毀損した場合

②法令の改正、裁判所、保健所又は警察署等官署からの指示、指導、勧告又は処分等により、またはこれらの公権力の行使を受けての弊社の判断により本会場の全部または一部の使用ができなくなった場合

### **□第14条 個人情報の取り扱いについて**

#### **1.個人情報の取得・利用**

第1条に定める申込書により、また、弊社が本契約に基づきサービスを提供させて頂く過程において、弊社は、本パーティ等の準備、催行その他の弊社の業務遂行のために、あるいは、弊社サービスの向上を図るために(以下、「本目的」といいます)、お客様又はご列席者その他の関係者の個人情報を本目的の達成に必要な範囲で取得し、本目的のために当該情報(以下、「取得個人情報」といいます)を利用させて頂きますのでご了承下さい。

#### **2.開示・訂正請求書等への対応**

本人の個人情報の開示・訂正・追加又は削除・利用停止等を希望される場合にはcs@anniversaire.co.jpまでお問合せ下さい。合理的な期間、妥当な範囲でこれに対応いたします。  
その他個人情報の取り扱いにつきましては、弊社ホームページ内プライバシーポリシーをご確認ください。URL : <http://www.anniversaire.co.jp/corp/privacy/>

□ 上記規約を理解承諾し、申込み内容を確認した上で申込みいたします。

ご記入日 年 月 日 お客様署名欄 様

## 本契約のキャンセル及びサービスの確定に伴う『アイテム別キャンセル料』のご案内

「結婚式・披露宴会場ご利用に関する規約」第2条第2項「サービスの確定」及び、第7条第2項「キャンセル料の予定」に定めるアイテム別キャンセル料についてご案内申し上げます。

本予約のキャンセルの際、「婚礼御見積書」に記載されている当該アイテムの単価に、以下に記載のバーセンテージを乗じた金額を、キャンセル料としてご請求させていただきます。

なお、以下の料金は、キャンセル通告日が下表の期間に該当する場合、その時点での算出となります。

また、本パーティ等の開催日より14日前を過ぎた場合のアイテムのキャンセル料は承ることができませんので、あらかじめご了承くださいませ。

### <アイテム別キャンセル料一覧表>

			アイテムお申込日以降～30日前	29日～15日前	14日前～開催日当日	備考		
会場	司会	・プロ司会者	なし※	100%		※30日以上前にお打合せがあった場合は、20%のご請求をさせていただきます。		
	音響	・音響プラン	なし	100%		全てのプラン商品が対象となります。		
衣裳		・レンタル衣裳 ・衣裳小物	衣裳解約規定に準じます。 <契約後>  使用日の6ヶ月前以前 : なし 6ヶ月前の翌日～5ヶ月前 : 10% 5ヶ月前の翌日～3ヶ月前 : 20% 3ヶ月前の翌日～1ヶ月前 : 30% 1ヶ月前の翌日～前日 : 45% 当日 : 100%			衣裳サロンの解約規定に基づき、ご請求させていただきます。 ※衣裳小物は14日前からキャンセル料が発生致します。		
ペーパーアイテム		・招待状 ・席次表 ・メニュー表 ・席札	・校了後100%			校了前の段階(オリジナル版等)は税込実費請求とさせていただきます。		
美容	エステ		美容サロン規定に準じます					
	当日美容	・当日美容	なし※	100%		※メイクリハーサル～15日前までは税込実費請求とさせていただきます。		
		・列席者美容	8日前まで なし	7～2日前 50%	1日前～ 当日 100%	お申込みいただいたるご入数様分の料金となります。		
引出物		・オリジナル商品	お申込み後 100%					
		・引出物	なし		100%	引出物・引菓子は原則、挙式・披露パーティ実施予定日の7日前からのキャンセルについてはお客様にお引き取りいただきます。		
		・引菓子						
演出	演出グッズ	・オリジナル商品	お申込み後 100%			お客様オリジナル商品および挙式日が入っている商品等は税込実費請求とさせていただきます。		
	映像演出	・オーブニングムービー ・エンディングムービー ・生い立ちムービー	なし	100%				
	進行演出	・イルミネーション商品 ・バルーン商品 ・キャンドル商品	なし	100%				
挙式		・キリスト教式	なし	100%				
		・人前式	人前式の打合せを行った際は、人前式料金の10%	100%				
フラー			なし	100%		アフターパーティ商品を除く商品を対象といたします。		
メモリアル	写真	・スナップアルバム ・フォーマル写真	なし	100%				
	記録映像	・記録ダイジェスト ・イメージダイジェスト						
前撮り		・前撮りプラン	前撮りの規定に準じます			前撮り実施日より起算します。 前撮り実施済みの場合は、税込実費請求とさせていただきます。		

### <注意事項>

①本予約のキャンセルの際は、キャンセル通告日に応じた「結婚式・披露宴会場ご利用に関する規約」第7条に記載の「キャンセル料」に準じて、

上記アイテム別キャンセル料の他、お申込金相当額または、基本料金等のご請求をさせていただきます。

②上記、「演出」「引出物」の「オリジナル商品」とは、挙式・披露パーティの日時やお客様の氏名等が記載されるオリジナルアイテムをさします。

ANNIVERSAIRE

2018年6月11日 改訂